

岩倉市社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等（以下「法人」という。）が、低所得者で生計が困難である者及び生活保護受給者（以下「生計困難者等」という。）に対して利用者負担額の軽減を行った場合、その負担した額が本来受領すべき利用者負担額の1パーセントを超えたときに予算の範囲内において岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金（以下「補助金」という。）を法人に交付するため必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 対象サービス、対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付（変更）申請書（様式第1）に関係書類を添付して、補助事業の完了の日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により法人に通知するものとする。

(内容の変更の承認手続)

第5条 補助金の交付決定を受けた法人が、申請に係る内容を変更す

るときは、岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付（変更）申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

（実績報告）

第6条 補助事業が完了したときは、補助事業完了（県に廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金実績報告書（様式第3）を提出しなければならない。

（額の確定）

第7条 市長は、前条の報告を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金確定通知書（様式第4）により法人に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 法人は、前条の通知書を受け取った日から起算して15日以内に請求書（様式第5）を提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

2 補助金は、前年3月から本年2月分までの補助事業を当該年度分として、請求を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

（返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の執行状況が不相当であるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(3) 岩倉市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減措置実施要綱（平成13年10月1日施行）及びこの要綱の規

定に違反したとき。

(関係書類の整備)

第10条 法人は、当該補助事業の実施の経過を明らかにする生計困難者等に対する利用者負担軽減の状況記録票(様式第6)を作成し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象サービス	対象経費 (軽減対象費用)	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人福祉施設 	<p>(1) 旧措置入所者※1及び新規入所者</p> <p>(10%の利用者負担額、食費、居住費)</p> <p>(2) 生活保護受給者※3 個室の居住費</p>	<p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を上回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の10%を控除した額について $10/10$ ・本来受領すべき利用者負担額※2の10%から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$ <p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を下回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 	<p>10%の利用者負担額、食費</p>	<p>○軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について $1/2$</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 	<p>(1) 生活保護受給者以外の利用者 10%の利用者負担額、食費、滞在費</p> <p>(2) 生活保護受給者※3 個室の滞在費</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） 	<p>10%の利用者負担額</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 	<p>10%の利用者負担額、食費、宿泊費</p>	
--	--------------------------	--

- ※1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が5%以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
- ※2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。
- ※3 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- ※4 短期入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所者生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

様式第1（第3条、第5条関係）

岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス
利用者負担額軽減措置事業費補助金交付（変更）申請書

第 号
年 月 日

岩倉市長 様

住所（所在）
氏名（名称）

このことについて、次のとおり 年度岩倉市社会福祉法人等による生計困難者
等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金を交付（変更）される
よう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 請求明細書（別紙1）
- 3 軽減対象者調査票（別紙2）

様式第2（第4条関係）

岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス
利用者負担額軽減措置事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等
に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金について、下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 補助金交付に係る条件等

(1) 事業終了後30日以内に実績報告書を提出すること。

(2) 岩倉市社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険
サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱第9条に該当すると認めら
れるときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3（第6条関係）

岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス
利用者負担額軽減措置事業費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

岩倉市長 様

住所（所在）
氏名（名称）

年 月 日付け 発第 号で交付決定を受けた 年度岩
倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減
措置事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 請求明細書（別紙1）
- 3 軽減対象者調査票（別紙2）

様式第4（第7条関係）

岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス
利用者負担額軽減措置事業費補助金確定通知書

第 年 月 日
号

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度岩倉市社会福祉法人等
による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金に
ついて、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

2 補助金確定に伴う請求条件等

- (1) この通知を受け取った日から15日以内に請求書を提出すること。ただし、最終請求日は4月30日とする。
- (2) 岩倉市社会福祉法人等による生計困難者及び生活保護受給者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金交付要綱第9条に該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第5（第8条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年度岩倉市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービス利用者負担額軽減措置事業費補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

岩倉市長 様

法人の所在地
法人名
代表者の職氏名

振込先

金融機関名 及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義
銀行 支店			

様式第6（第10条関係）

生計困難者等に対する利用者負担軽減の状況記録票

対象者	氏名			生年月日	年 月 日	
	保険者(市町村)名			確認証確認番号		
	軽減適用年月日	年 月 日	軽減有効期限	年 月 日	減額割合	
	入所年月日	年 月 日	退所年月日	年 月 日	区分	

軽減の状況（ 年 月 ～ 年 月）

3 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	
4 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	
5 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	
6 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	
7 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	
8 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	

小 計 ①	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
食費	円	食費	円	食費	円	
居住費	円	居住費	円	居住費	円	
合計	円	合計	円	合計	円	

様式第6（第10条関係）

生計困難者等に対する利用者負担軽減の状況記録票

軽減の状況（ 年 月 ～ 年 月）

9 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円
10 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円
11 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円
12 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円
1 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円
2 月 分	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円

小 計 ②	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円

合 計 ① + ②	本来受領すべき利用者負担(A)		軽減額 (B)		利用者負担 (A-B)	
	介護費	円	介護費	円	介護費	円
	食費	円	食費	円	食費	円
	居住費	円	居住費	円	居住費	円
	合計	円	合計	円	合計	円

⑥事業所負担の計算式（【】でいずれも小数点以下は切捨て）

・全ての対象サービスで、軽減総額が利用者負担額の10%以下のとき。

【④の利用者負担の総額×1%】+【(⑤軽減総額—【④利用者負担の総額×1%】)÷2】

・指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設で軽減総額が利用者負担額の10%超のとき。

【④の利用者負担の総額×1%】+（【④利用者負担の総額×10%】—【④利用者負担の総額×1%】)÷2】

